

令和元年8月2日提出

令和元年8月市議会臨時会議案

木更津市

令和元年8月市議会臨時会議案目録

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第73号	令和元年度木更津市一般会計補正予算（第3号）	財務部	別冊
議案第74号	手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	1

議案第 7 4 号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について
手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例
手数料条例（昭和 3 1 年木更津市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）
第 1 2 条第 1 項に規定する住民票の写し（同
法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスクを
もって住民票を調製している場合にあつては
、当該住民票に記録されている事項を記載し
た書類）及び同法第 2 0 条第 1 項に規定する
戸籍の附票の写し（同法第 1 6 条第 2 項の規
定により磁気ディスクをもって戸籍の附票を
調製している場合にあつては、当該戸籍の附
票に記録されている事項を記載した書類）に
ついての証明

」

を

「

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）
第12条第1項又は第12条の3第1項、第
2項若しくは第8項に規定する住民票の写し
又は住民票記載事項証明書、同法第15条の
4第1項、第3項、第4項又は第5項におい
て読み替えて準用する同法第12条の3第8
項に規定する除票の写し又は除票記載事項証
明書、同法第20条第1項、第3項又は第4
項に規定する戸籍の附票の写し及び同法第2
1条の3第1項、第3項又は第4項に規定す
る戸籍の附票の除票の写しの交付

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。